

東由利中学校いじめ防止基本方針（2024. 4. 12改訂）

【いじめに対するの基本的な考え方】

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

現在、全国的にいじめによる深刻な事案は後を絶たず、学校・保護者・地域が一体となった「いじめ防止の取組」が急務となっている。本校では「すべての生徒が安全で安心して学べる学校」の実現に向け、以下の6点を柱にした「いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員の共通理解・共通実践のもと、いじめ防止の取組を進める。

- 1 いじめの未然防止策、組織的ないじめ対応への全教職員による共通理解と推進
- 2 計画的な未然防止策の策定と、迅速な情報共有の体制づくり
- 3 小・中、保護者、地域が連携した「いじめ未然防止の取組」の推進
- 4 いじめの事案に対する正しい理解（誰でも加害者、被害者になり得る。被害者の立場に立った支援。）
- 5 定期的な調査の実施・中間評価の導入による、いじめ未然防止・対応における実効性の検証・改善
- 6 一人一人の人権を守ろうとする態度の育成

【いじめ・不登校対策委員】

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 学年主任 当該学級担任
(学校運営協議会委員 P T A 三役)

【いじめの未然防止】

- 1 いじめの定義を全教職員が理解し、いじめ防止基本方針の策定と見直しを小・中連携で進める。また、いじめ防止の取組やいじめの実態について生徒・保護者・地域に周知し、教職員・生徒・保護者・地域が協働していじめの未然防止にあたるとともに、その取組を通して、人権を守ろうとする態度を育成する。
- 2 どの生徒も安全・安心であると感じられる「居場所づくり」、互いに認め合える「絆づくり」、全ての生徒が活躍できる場をつくる「絆づくりのための場づくり」を各学年、各教科等で進める。(授業づくりと学級づくりの一体化)

学級・各教科等で他者への思いやりのある言動等、他者との豊かで潤いのある関わり方について重点的に指導し、「他人をさげすむことにより、自己優位性を保つ必要のない共感的人間関係の構築」を目指す。

- 3 授業や諸活動における生徒一人一人の取組を確実に見取り、全体・個への言葉かけ、働きかけを通して、生徒のよさやもち味を認め励ます。また、生徒のよさやもち味を認め励ます場、相互に認め合う場を意図的に設定し、「認めていることの見える化」を進める。
(朝の会・帰りの会、授業、給食、清掃、部活動、二者面談、三者面談、チャンス面談)
- 4 生徒主体で取り組む行事や諸活動を通して、学級活動、生徒会、執行部活動の活性化を図る。また、自治的に諸活動を運営していこうとする態度を育成する。
- 5 教育活動全体を通して道徳性を養う。(道徳科、各教科等、体験活動)
- 6 体験学習の場の設定と充実に努め、自他のよさに気付くとともに、互いを思いやりながら行動しようとする態度を育成する。

令和6年度 東由利中学校「道徳教育重点目標」
【相互理解、寛容】B(9) 【よりよく生きる喜び】D(22)

[早期発見・早期対応]

- 1 生徒一人一人をよく見守り、小さな変化や気になったことを職員間で共有する。また、その情報をもとに生徒への声かけ、面談等を実施し、早期発見・早期対応につなげる。
- 2 生徒間の人間関係の把握に努め、健全な交友関係のための支援を行う。
- 3 生徒が抱える問題や悩みを傾聴し、生徒や保護者の思いに寄り添い、導く指導を心がける。
- 4 生徒の実態把握と、教師の取組の評価をする機会とするために、いじめ調査アンケートを定期的実施し、いじめ防止の取組の改善に活用する。
- 5 生徒、保護者に対して教育相談の啓発を行い、相談しやすい環境をつくる。
- 6 学年部の打ち合わせ、企画部会において、生徒についての情報交換を行い、早期の予防的介入が必要な生徒の見極めを行う。また、予防的介入が必要と認められる生徒に対しては、二者面談や三者面談を定期的に行う。その際、必要に応じていじめ・不登校対策委員会のメンバーが加わる。

[いじめに対する措置]

- 1 被害生徒の痛み、心情に寄り添い、共感的傾聴を最優先に行い、安全確保を行う。その後、事実確認を行い、保護者に説明し、被害生徒の支援について協力を依頼する。
- 2 被害生徒の聞き取りと同時に、加害生徒及び周囲の聞き取りを行う。加害生徒との事実確認の後は、個別指導を行い、保護者に説明をした上で指導の協力を依頼する。
- 4 いじめ・不登校対策委員会を開き、聞き取りの内容をもとにアセスメントを行い、両者への指導・支援内容と方法、家庭との協働内容、学年・全校の指導内容・方法について話し合う。
- 5 被害生徒の正常な学校生活の復帰を第一に、当事者と関係生徒への指導・支援、学年指導、家庭への支援を継続して行う。
- 6 被害生徒に対しての見守り、声かけを全教職員で行うとともに、定期の面談やカウンセリングを継続して行い、心のケアを進める。
- 7 市教育委員会、専門機関との連携を図り、被害生徒の安全確保と正常な学校生活の復帰のための支援を継続する。

[いじめ再発防止]

- 1 いじめ・不登校対策委員会において、事後指導、再発防止の取組について評価し、全教職員が同じベクトルで再発防止指導を進める。
- 2 各種調査の実態を生徒、保護者、地域と共有し、相互に連携して人権尊重の意識・意欲・態度の育成と人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成を図る。
- 3 生徒会組織を機能させながら、いじめ根絶に向けた取組を生徒と共に進める。

[保護者との連携]

- 1 学校の基本方針、及び具体的な対策についてPTA行事の場で説明する。
- 2 いじめ相談窓口（教頭）を設置し、保護者や地域との連携を密にする。
- 3 学校運営協議会の組織を活用しながら小・中の連携を図り、「いじめ防止」の取組を進める。

[地域・諸機関との連携]

- 1 SCによる教育相談活動を行う。
- 2 外部人材を招いた人権教室の開催等、人権意識を育てる取組を推進する。
- 3 専門機関を招いたSNS・ネット利用講座の開催等、インターネットの正しい利用法ついて学ぶ場を設ける。